

昭和二十五年政令第百五十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施行令

内閣は、精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三条）第六条、第八条及び第三十条の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第七条の規定による法庫の補助は、各年度において都道府県が精神保健センターの設置のために支出した費用の額及び運営のために支出した費用のうち次に掲げる事業に係るもの（職員の給与費を除く。）の額から、その年度における事業に伴う収入その他収入の額を控除した精算額につき、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣と協議して定める算定基準に従つて行うものとする。

一 児童及び精神作用物質（アルコールに限る。）の依存症を有する者の精神保健の向上に関する事業

二 精神障害者の社会復帰の促進に関する事業

前項の規定により控除しなければならない金額がその年度において都道府県が支出した費用の額を超えたときは、その超過額は、後年度における支出額から同項の規定による控除額と併せて控除する。

第二条 精神医療審査会（以下「審査会」といふ。）に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

審査会は、会長が招集する。

会長は、会務を総理する。

会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

審査会は、会長の決するところに議事を開き、議決することができない。

審査会は、出席した委員の過半数で決するときは、会長の決するところに議事を開き、議決することを定める。

審査会は、委員の過半数が出席しなければ、審査の案件を取り扱う合議体に長を置き、合議体を構成する委員の互選によつてこれを定める。

合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及び法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ一人出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

9 合議体の議事は、出席した委員の過半数で決する。

10 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関する必要な事項は、審査会が定める。

第二条の二 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二条の二の二 厚生労働大臣は、法第十八条第一項の指定をしたときは、厚生労働省令で定めた一項の指定をしたとき、厚生労働省令で定めることにより、当該指定を受けた者に、住所地の都道府県知事を経由して指定医証を交付しなければならない。

第二条の二の三 指定医は、指定医証の記載事項に変更を生じたときは、その書換交付を申請することができる。

2 指定医は、指定医証を破損し、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

第二条の二の四 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前二項の申請をしようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 前二項の申請をしようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

6 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

7 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

8 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

9 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

10 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

11 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

12 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

13 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

14 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

15 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

16 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

17 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

18 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

19 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

大臣と協議して定める算定基準に従つて行うものとする。

2 第一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 法第三十条第二項の規定による国庫の負担は、各年度において都道府県が同条第一項の規定により負担した費用の額から、その年度における法第三十一条第一項の規定により徴収する費用の額の予定額（徴収した費用の額が予定額を超えたときは、徴収した額）及びその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額について行うものとする。

4 前項に規定する予定額は、厚生労働大臣があらかじめ総務大臣及び財務大臣と協議して定めた基準に従つて算定する。

5 第一条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

6 前項に規定による届出があつたときは、その旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

7 市町村長は、その精神障害者保健福祉手帳にその旨を記載するとともに、新居住地を管轄する市町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知するとともに、新居住地を管轄する市町村長を経由して、旧居住地の都道府県知事が交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。

9 都道府県知事は、次に掲げる場合には、精神障害者保健福祉手帳から、その精神障害者保健福祉手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還がなく、かつ精神障害者保健福祉手帳の返還がなく、かつ精神障害者本人が死亡した事実が判明したとき。

10 法第四十五条の二第一項若しくは第十条の規定による厚生労働大臣の認定を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

11 都道府県知事は、次に掲げる場合には、精神障害者保健福祉手帳から、その精神障害者保健福祉手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還がなく、かつ精神障害者本人が死亡した事実が判明したとき。

12 法第四十五条の二第三項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を命じたとき。

13 前項の規定による通知を受けたとき。

14 法第四十五条の二第三項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を命じたとき。

15 前項の規定による認定の申請は、その居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならぬ。

16 都道府県知事は、前項の規定による申請を行つた者が第六条第三項で定める精神障害の状態であると認めたときは、厚生労働省令で定める

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に居住地を有する精神障害者に係る精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

2 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

3 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

4 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

5 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

6 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

7 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

8 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

9 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

10 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

11 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

12 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

13 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

14 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

15 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

16 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

17 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

18 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

19 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

20 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

21 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

22 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

23 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

24 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

25 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

26 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

27 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

28 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

29 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

30 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

31 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

32 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

33 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

34 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

35 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

36 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

37 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

38 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

39 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

40 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

41 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

42 精神障害者保健福祉手帳を備え、厚生労働省令で定めたところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

い。

